

ハッ場ダム住民訴訟通信-32

07.11.18 発行

茨城が勝てばハッ場は止まる。時代が動く。第3回総会決意。

第3回ハッ場ダムをストップさせる茨城の会総会は、11月10日、取手市福祉会館で開かれました。先の10月30日の裁判で勝ち取った「証人尋問」と、署名運動の高まりを受けて60人の市民が参集、ストップハッ場の思いが会場を熱く満たしました。

定例の議案、2007年度活動報告、2007年度会計報告・監査報告、2008年度活動方針、2008年度予算案、役員改選、すべて承認されました(決議事項は同封書類をご参照ください)。

08年は正念場。坂本博之弁護士「ハッ場裁判のこれから」を語る。

ご存知のように茨城裁判は明年「証人尋問」に入りますが、かたわら被告を追い詰める新たな動きも見せています。と坂本弁護士は以下のように語りました。

ハッ場ダム住民訴訟は、端的に言えば「ハッ場ダム事業費の負担は不当、違法だから支払う必要はない」というものです。被告は、国の決めた支払い命令は県に拒否する権利はない。だからこの訴訟は無効と主張しています。ところが画期的な法解釈を大川弁護士が発見しました。幾つかの法律の解釈を積み上げるのですが、その上で地方財政法25条2項では、支払われる事業費が茨城県にとって利益のないものなら支払いを拒否できる。支払った分の返還を請求できる。というものです。この主張は被告の唯一の主張を根底から覆すものです。

利根川の基本高水22000トン/秒の根拠は、カスリーン台風の八斗島地点17000トンの洪水と上流の氾濫分5000トンを合わせたもの。と国は説明しています。私たちはそのデータの提出を求め、裁判所を通じて文書送付嘱託を行いました。回答はそんな書類はない。計算機の中にある。というものでした。私たちは計算途中のデータではなく、最初に入力したデータを求めている。と主張したところ、裁判長が書類はなくても、そのデータを調査して出さない。と文書調査嘱託をすすめてくれました。22000トンの根拠が崩れるかも知れません。

会場に怒りとため息。ビデオ徳山ダムドキュメント「約束・日本一のダムが奪うもの」

ダム湖の奥に取り残された村人。道路の約束は雲散霧消。約束した官僚たちは「答える立場にない」と知らん顔。誰も責任をとらない仕組みが多く犠牲者を生み、無駄な公共事業を生んでいる。ハッ場の現地でも「代替地」で同じことが起きている。解説の嶋津暉之さんの声が震えていました。

2008年結審か。主戦場は茨城。勝利の鍵は、三つの闘いと茨城の市民力。

次回1月22日の裁判は立証計画が具体化されます。裁判は第4コーナーを回ります。茨城はトップをきって証人尋問に入ります。1都5県の弁護団が総力を茨城に注ぎます。勝利は茨城の市民力に掛かります。2008年の活動は三つの闘いに絞られます。

1、ハッ場裁判、法廷での闘い。主戦場になる茨城は、ハッ場裁判の骨格「利水」と「治水」の立証を担います。嶋津暉之さん、大熊孝さんの証言が実現します。傍聴席を埋め尽くしましょう。

2、署名運動の闘い。「無駄なダム建設から撤退し、水道料金の引き下げを求める請願」署名運動を県内の隅々まで広げ、膨大な署名を獲得して茨城県民の意思を突きつけましょう。

3、利根川水系河川整備計画との闘い。07年度は国交省の概要を利根川流域市民委員会を中心とした公述で退けました。年末か年初には「原案」が出されます。再び結束してハッ場ダムを計画段階で葬り去りましょう。

新年度会費をお願いしています(一口1000円) 振込用紙は前号でお送りしてあります。

e-mailで配信可能な方は garyoan@tiara.ocn.ne.jp までお願いします。

ハッ場ダムをストップさせる茨城の会 代表：柏村忠志 濱田篤信

事務局：神原禮二 〒302-0023 取手市白山1-8-5 tel/fax: 取手 0297-72-7506 長野原 0279-84-7010